

西ドイツにおける年金改革の動向

柄本 一三郎

(社会保障研究所研究員)

1975年、3月12日、ドイツ連邦共和国の連邦憲法裁判所は、遺族保障に関する男女の平等化を求める判決^{注1)}を下した。現行の年金保険制度上の、男女の異なる取り扱いが違憲であるというのである。そして、1984年までに立法者に対し、判決の主旨にそって、平等化を実行するよう命じた。

それを受け、西ドイツ政府は、1976年、12月16日、専門家委員会（Sachverständigenkommission für die soziale Sicherung der Frau und der Hinterbliebenen）を設ける旨、政府声明を出し、翌1977年、10月6日、労働社会省、ヘルベルト・エレンベルク大臣が、17名の委員を任命し、審議に入った。そして、1979年、5月21日、専門委員会の答申が行なわれた。「女性及び寡婦の社会保障に関する提言」“Vorschlage zur sozialen Sicherung der Frau und der Hinterbliebenen”がこれである。

連邦憲法裁判所が定めた1984年までなお2年あまりあるが、すでに委員会の提言をはじめ、数多くの提言が行なわれ、諸提言の整理も行なわれつつある。そこで

問題点をいくつか列挙してみると、以下の様なことが挙げられよう。

1. 就業、不就業の女性、又、不就業の場合でも、児童の養育や家政従事の専業主婦の社会保障上の取り扱い。
2. 離婚による離別や、配偶者の死による離別時の女性の社会保障の確保。
3. 家族や社会における、男女の役割配分の変化や、女性の社会進出と女性独自の社会保障の要求。
4. 本論で述べる、連邦憲法裁判所の課した遺族保障の男女間の取り扱いの平等化と、遺族保障と女性の独自の年金保障の再調整の問題。

5. 女性の社会保障給付の改善の為の提案の中で、特に、老齢廃疾保険における児童育児期間の取り扱い措置についての問題。

これらの問題の中には、我が国で問題となっている点もあれば、そうでない点もある。

社会保険は、原則として、就業能力に応じて、保険料を拠出し、それとの対応で、給付が行なわれる。そこで就業能力が劣れば、又、低賃金であったり無就業であれば、自然、給付額も少なかつたり、給付されな

かたりしよう。西ドイツにおける公的年金保険の規定が幾つかの例外を除いて性による差別を行なっていないにもかかわらず、女性の社会保障の改善が必要だとされるのはこの原則によって、不可避的に女性の保障が低位の水準におかれるからである。

例えば、1979年の「所得移転調査委員会」(Transfer-Enquête-Kommission)「年金受給者の収入状態、中間報告」によると、1973年時点で、家計の総収入が一定の貧困線以下にあるものの世帯の内、実に、44%が女性の1人世帯であると述べている。そして1人暮らしの女性グループにおいて、貧困線上にある者はあまりに多く、それは保障給付の低水準を意味すると論じている。委員会報告によれば、この給付水準の低さは、独立した保障を女性が欠いていること、又、独自の年金権請求の際、保険料の拠出期間があまりに短かたり、就業中の収入が低い為、そして、遺族年金受給の場合も、夫の年金が低ければ比例して給付水準が低くなること、などに原因を求めている。そこで、もう一つの基本的な社会保障の原則として、ニードの正当な評価も重要な役割を持って来ると言えよう。

これは、すでに年金受給者になっている女性に関する指摘であるが、さらに、現在、拠出を行なっていない女性や拠出を行なっている女性にとっても社会保障制度における女性の保障問題は切実な問題であろう。

特に、社会保障制度も、社会的制度である以上、それをとりまく、より広い社会の変化や、その構成員である人々の考え方の

変化によって修正を迫られる。これは先に指摘した5つの問題点の3番目の指摘とも関連する点である。この点については、「第3次家庭報告」(本誌55号・Sept. 1981・中込正則「西独の第3次家庭報告の概要」参照)の中でも述べられている。

女性の年金保障制度の改革の方向をさぐる為には、制度外の要因、例えば、今後の女性の社会進出への意欲とその程度、それと密接に関係する出生率の低下と、それに対する家庭機能を重視する考え方等についても検討されるべきであろう。又、女性の保障も含んだ公的年金制度全体の財政的問題、世帯の負担能力の問題、給付の合理化、併給調整といった点もこれにからむ問題として、当然、検討されるべきであろう。

このように考えて來ると西ドイツにおける女性の年金改革に関する議論も、我が国の将来の年金制度をめぐる問題を考える上で参考となろう。

そこで、数回にわたって、西ドイツにおける女性の年金をめぐる動向を紹介することにしたい。

まず、本稿では、先の「女性と遺族の社会保障に関する専門委員会の提言」の内容を要約し、議論の出発点としたい。

<要 約 >

I 委員会の委任事項、構成、作業状況について

委員会の作業は、以下にのべる1977年、8月17日の政府決定に基づいている。その内容は4点挙げられる。

海外の動き

1. 既に、1976年、12月16日に、西ドイツ政府は政府声明を出し、寡婦と飼夫の遺族保障の再調整と、女性の社会保障の改善を計画していることを明らかにした。この計画の目的は、言うまでもなく、1984年までに男女の遺族保障の取り扱いについて平等にすることを課した連邦憲法裁判所の判決を実現し、かつ、老齢や廃疾の際、独自の保障権を新たに設けるように女性の社会保障を調整し直し、さらに、これとともに、拠出の均等という観点から社会的不平等があるなら、これを是正しようということにあった。これに基づき、

2. 総合的な観点からこの構想を考えるに、委員会を設置する。まず、問題の所在を明らかにし、公的年金保障の拡大、発展という枠の中で、財政的に見て長期にわたって実現可能な案を提案する。

3. 特に、上記の目標設定の上で留意されるべき点として、委員会は全面的ないし部分的な、寡婦及び飼夫の遺族保障の再調整の為のモデルと、女性の為のより良い老齢保障モデルを作成する。そして、その際、女性の負担その他の面で存在する社会保障上の不平等を徹底するようなモデルを作成すること。さらに、それぞれのモデルについて、被保険者全体にとっても、又、我が国の保障制度の基本理念、及び財政の発展にとってもモデルを選択した場合の効果を明らかにすること。又、現行法から新たな規定に移行する際の経過措置についても提案し、かつその運営管理についても提案する。最後に、

4. 委員会は公的年金保障の為のモデル

がどの程度まで他の保障制度にゆずられ得るのか、又、他の法律に対する影響等について検討する。

これらの点について、翌年の10月6日より審議を開始した。構成メンバーは17名からなり、法律、経済、社会、財政、行政の分野の専門学者をはじめ、政党、婦人団体、労働組合、使用者団体、保険者団体、さらにキリスト教団体の代表をもって構成された。

1975年、3月12日の連邦憲法裁判所の遺族保障に関する平等な取り扱いを求める判決が当委員会設置のきっかけとなっているが、連邦憲法裁判所は、この判決の中で、現行年金制度が、女性の場合には、被保険者である夫の死後、原則的に寡婦年金を無条件に得るにもかかわらず、男性の場合には、被保険者たる妻が死亡した場合、その妻が世帯における主たる稼得者であることを条件に、飼夫年金を受給するということが不平等な扱いであると述べている。ただ現在の年金上のこのような取り扱いが基本法に照らしてただちに矛盾しているという判断は下さず、基本法3条2項、3項に対する違反を除去し、将来、現実的に公平なものにして行く努力を払うように命じている。連邦裁判所はその理由として、特に、ここに10年間に亘り定着したことが明らかになって来た、既婚女性の就業の増加を挙げるとともに、女性の為の独自の社会保障の形成をめざす各種プランについて言及している。

そのプランを実行する際の再調整は公務員援護(Beamt enversorgung)にも

影響をもたらすが、なによりも、法律上、社会上、財政上の大きな問題であるから、広範に、かつ、時間をかけて準備作業を行い、立法者に対し、来たる被選期間（Legislaturperiode），即ち、1984年までに再調整を執行するよう課した。

II 女性及び遺族の社会保障に関する問題点の概括

公的年金において、法律的には、原則として平等な扱いを受けるが、2つの例外がある。

1. 寡婦と飼夫の年金についての異なる受給条件

2. 年金算定に用いられる一覧表の価値（Tabel lenwert）の中で、強制保険の最初の5年間と一定の教育期間の位置づけが男性にくらべ女性の方が低くなっていること。

1) については連邦憲法裁判所が改善を命じた点である。以上の2点をのぞいて、法的に何ら男女間の差別を行なっていないが、このことは現実に女性の社会保障が男性のそれと等しいということを意味しない。同じ女性と言っても多様なグループがあるわけだが、概して、男性よりも女性の方が社会的な保障は不十分で、一部には、例えば、社会扶助の受給を必要とする場合も出てこよう。

就業している女性も不十分な社会保障給付しか与えられていないが、これは既婚、未婚を問わない。原因是、とりわけ、職業生活上の不利益と不連続な就業に求められる。そして、ここからもたらされる女性の

低賃金が年金に反映する。第2の原因是、女性の年金保険の拠出期間が短かいということである。児童の養育のために就業を中断する女性は、少くとも、その期間を年金を引き上げる形で算定に加えられていない。それは後の年金算定の際の欠損期間となる。

不就業の既婚女性は、夫によって、社会的な保障を与えられる。つまり、男性が被保険者となり、夫の死後、夫の年金から派生した遺族年金を受給する。当然のことながら、夫が保険に加入していない場合、妻は遺族となった際、無年金者となる。

1979年の時点で、380万人が寡婦飼夫どちらかの遺族年金を受給しており、その内、9.8%が寡婦年金受給者である。一方、飼夫年金の方は8,000ケースを数えるのみである。寡婦年金の方は、寡婦自身が45歳以上、廃疾ないし児童養育という条件を満たすなら死亡した夫の稼得不能年金の60%を受給する。（大寡婦年金groß-Witwenrente）

このような条件の認定の理由は寡婦が自ら生活費を就業によって得ることが実質的に困難だと考えられるからである。

平均して、職員年金保険の年金受給者の場合、月額、約800DMの大寡婦年金を得、労働者年金保険の場合、月額562DMの大寡婦年金を得る。この寡婦年金の額は、平均すると、女性自身が拠出した場合の年金額よりも高い。一方、小寡婦年金（kleine Witwenrente）の受給件数は、年間、22,000件であり、平均して、月額233DMを得る。今日、主に年金収入によって生計を維持している寡婦の1/3

注2)

海外の動き

が寡婦年金と独自の年金を得ている。この複数の年金受給にもかかわらず、寡婦の総年金収入は、なお夫の受給額より低い。

しかし、今後、女性の就業が増加することを考えれば年金併給とそこから得る総年金収入は増加することが見込まれる。

以上の問題の指摘を行なったが、委員会では、遺族保障の再調整と男女の年金権についての平等な取り扱い、さらに女性独自の社会保障という領域に問題を限定した。

III 解決案の提示

委員会によって考えられた解決案は結局、4つのモデルに帰せられる。もちろん、4つのモデルの組み合わせによって多様な解決案が考えられよう。

1. 基本モデルⅠ——寡婦及び鰥夫年金の条件の変更

寡婦と鰥夫の遺族保障の平等化を内容とし、現行の保障を修正し、維持しようとすると、老齢や廃疾の為の女性の独自の年金を形成することにはならない。つまり、妻が死亡した後、従来、女性の場合、そうであったと同じように、無条件に鰥夫年金を受けることとし、鰥夫年金を受ける際の「主たる稼得者が妻」という条件を徹廃する。寡婦や鰥夫は、主たる稼得者がどちらであれ、受給要件さえ満たせば、それぞれ遺族年金を受ける。その条件とは廃疾、受給年齢への到達、児童養育、高齢(*vorgerück-*

tes Alter)である。

基本モデルⅠの場合、寡婦と鰥夫の年金は死亡した者の稼得不能年金(*Erwerbsunfähigkeitsrent*)の75(70)%を受給する。

基本モデルⅡ——結婚により両者が形成した保障総額を、遺族となった配偶者の方に分与する方法

これは、夫婦ともに生存中は、従来のシステム通り、それぞれの独自の就業、及び、任意の拠出に基づいた社会保障給付を受ける。そして、夫婦どちらかの死後、初めて基本モデルⅡの調整が適用される。つまり結婚により2人で形成した年金権を分与することによって、どちらの夫婦が死亡した場合にも、独自の年金を受ける。その額は、総年金期待権の75(70)%である。このモデルには補完措置が必要であり、遺族となった配偶者が廃疾ないし受給年齢に到達していない場合でも、それ以外の、児童の扶養や老齢といった条件により働けない場合、ないし働くことが望ましくない時、死亡した配偶者の稼得不能年金の75(70)%を遺族年金として受ける。

基本モデルⅢ——結婚中の拠出に基づく年金期待権を毎年、継常的に分割。

第3の基本モデルは夫婦2人が生存中に、女性の独自の保障を形成するようにし、夫婦2人が継続的に夫婦である時期に得た年金権をそれぞれ半分ずつ分割していく。現実に分割するにあたっては、特定の緩和措置を必要とする。児童の養育ないし、高齢

(*vorgerücktes Alter*)により労働不能な遺族や既婚者の為には新たな保険事故を導入し、個々の年金の高さや種類を規定し、その他の場合は、極端な場合、分割をしないか、配偶者割増年金の承認により緩和措置を行なう。

基本モデルⅣ——専業主婦の為の強制保険（共同保険）

第4の基本モデルは、配偶者の生存中に、女性独自の社会保障権をもたらすというもので、家事専業で、就業していない被保険者の配偶者にも年金の強制適用を行なう。家庭内で家事に従事している為に、一方の配偶者の収入の30(50)%以下の収入しか得られない（被保険者の）配偶者は補足的に適用される。

以上の4つの基本モデルについて検討した結果、第2のモデルが適切であるという結論に達した。

第1の基本モデルについては、現行制度よりも、欠点の多いものとした。

1つの理由は、財政的な負担が多すぎる。このモデルのように、鰐夫年金に対し、制限を設けないでおくと、70%給付で年間24億DM、75%給付で26億DMの負担となる。又、寡婦年金を60%給付から70%ないし、75%に引き上げることによって、50億DMから74億DMの超過費用となる。なるほど1975年3月の、連邦憲法裁判所の課した取り扱いの平等化は実現出来るものの、負担が多すぎる。一方、女性の方の独自の年金権

の確立の方法としては不充分であり、これでは現行制度の派生的な遺族年金という形での保障であり、現在の女性の保障制度のワク内にとどまる。女性の独自の年金権を確立する為の礎とはならない。そして、實際には、鰐夫と寡婦では、ニードが異なり、それを等しくすることは、男性に有利に働く。又、既婚者と未婚者を比較した場合の不平等も明らかである。両者が同じ拠出を行なっても、既婚者の場合、独自の年金期待権を4つのモデルの中で最も減額されることなく、完全に支給される上に、遺族年金も併給されるのである。これは明らかに拠出と給付の相当の保険原則を、現行法以上に踏み外す。又、委員会は、このモデルが結婚制度を生活及び経済的な共同体として正当に評価していないと考える。死亡した夫の保険から、不就業妻、母に派生的に保障を与えるというのでは、婚姻法に根拠を持つ、就業と家政の平等価値の原則と一致しない。又、遺族となった妻が、現行法によって均等給付の実施される離婚女性と異なり、結婚ということから発する独自の注3) 保障を得ない事態は、婚姻法に反する。

又、財政上の理由から、やむを得ないことであるが、収入の認定が行なわれることによって、不就業の遺族である妻にくらべると、就業した方が不利な取扱かいを受ける場合がある。これは、特に、社会的に弱い階層などの場合に不利になる。2人の就業によって初めて生活が可能となるので共働きである（当然、収入は低い）という場合がそうである。この場合には収入の認定ゆえに自分の収入や独自の年金の他には、

海外の動き

まったくか、さもなければ、わずかの低額な遺族年金しか受給出来ないことになる。しかも、この場合、保険料拠出を行ない、財政に寄与している。一方、まったく、ないし、わずかの仕事しか行なっていない女性は、独自の年金拠出をほとんど行なわないにもかかわらず、完全な遺族年金を受けるのである。

基本モデルⅢは、独自の年金の形成、平等な取り扱い、拠出と給付の相当という点で改革案としての要求を満たす。又、基本モデルⅠや現行法との比較でこのモデルの場合、家事専業である配偶者（現在、普通、女性）は、就業している配偶者（現在、普通、男性）の年金権に参加することにより、結婚中に、廃疾や老齢に対する独自の保障を得るという積極的な意味がある。しかし、配偶者の妻が就業し、しかも高い賃金を得ている場合（このような場合、このような制度の導入が必要であるか疑問だが）には問題がないが、そうでない場合は、純粹に分割された場合、年金期待権が半分になるので、遺族年金の水準がかなり下がる場合が生じる。この場合、緩和措置を必要とし、分割の修正ないし、配偶者割増年金では正する。しかし、これは法的に複雑なものになり、行政事務の煩雑化を招くとともに、財政上、この緩和措置の数量化が困難であることから、財政リスクが大きすぎる。又、基本モデルⅢの場合、年金の賃金補填機能の原則に反する事例が出てくる。例えば、妻が就業せず、夫が働いている場合で、早期の保険事故が発生した場合^{注4)}、自己の年金期待権の半分からしか年金を得ることが出

来ないが、不就業の妻が廃疾ないし、受給年齢に達した時、夫の年金期待権の半分を基準として独自の年金を得る。この場合、妻はいかなる保険料をも支払っていないのであるから、その限りにおいて、賃金補填機能に対する違反である。

基本法との関係については、専門委員会のメンバーであるティーマ（Theme）が報告し、基本法第6条1項の観点に照らしてみると、基本モデルⅢは問題があると指摘した。

基本モデルⅣについては、専業主婦等の強制加入化によって種々の長所も見いだされるが、幾つかの欠点によって採用されなかつた。現在の保険料拠出の負担を考えても理解出来るが、さらに専業主婦等の為の附加的な拠出義務を課せられた場合、家計の負担は大変大きなものとなる。単身稼得の結婚の場合、配偶者の保険適用を受ける収入を、30%ないし、50%のどちらをベースにするかによって平均して家族収入のネットの8%から13%という過重負担を強いることになる。又、このような就業の段階における財政上の負担が、老齢時において夫婦2人が年金受給者になった場合の過剰給付につながる。これを、委員会は社会政策上無意味なものとした。又、このようにすべての配偶者への適用は、現行の公的年金制度を、根本的に変えてしまうことを見のがすべきではないと委員会は指摘している。さらに、他の同等な配偶者保障の加入の証明によって、このような拡大規定の適用除外が認められるべきであるという意見や、子供のいない家事専業主婦に、独自

の年金を与えることは、年金の賃金補填機能から言って問題があるという指摘も行なわれた。

家事従事を被保険者たり得る職業として把握するという場合、もう一方の配偶者の収入によって強制保険の額を決めるべきなのか、他の基準、例えば、平均収入、ないし、家事労働の擬制的な収入といった基準で決めるべきなのかという問題が出てくる。後者の場合確定が困難であろう。

N 委員会の提案

先に述べたように、基本モデルのⅡを委員会は選択したわけであるが、これは、独自の保障という要素と派生的な保障という要素を組み合わせたものである。

委員会のメンバーの中でも、この基本モデルⅡに原則的に合意しながらも、個々の点で異なった意見がだされたので、基本モデルからさらに3つのバリエーションを設けた。

バリエーションⅠ、受給年齢に達するか、廃疾となった際の遺族の年金は、2人によって結婚中に得た権利（総保障）の75%に加え、結婚前に自分で拠出した独自の年金権を得る。児童を養育する場合ないし、

高齢（*vorgerücktes Alter*）の場合の遺族年金は、(1)飼夫の場合、死亡した妻が結婚前と結婚期間中に得た年金権の75(70)%、(2)寡婦の場合、死亡した夫が結婚前と結婚期間中に得た年金権の75(70)%を得る。

高齢（*vorgerücktes Alter*, 45歳）の場合も同様であるが、児童養育の場合、付加的収入を得ていても収入認定を受けないが、高齢（*vorgerücktes Alter*）による受給の場合には、一定の付加的収入を得ていることによって、収入認定を受ける。

バリエーション2、受給年齢に達するか、廃疾となった際の遺族年金は、2人の結婚期間とともに結婚前に得た年金期待権の総計の75%を受給する。この為、寡婦と飼夫の年金額は等しくなる。児童の養育と高齢による遺族年金の受給に関してはバリエーション1と同じである。

バリエーション3、年金受給年齢に達するか、廃疾による遺族年金は、2人の結婚期間とともに結婚前に得た年金期待権の総計の70%を受給するが、すくなくとも、自分で得た年金期待権の100%を最低限確保する。

図1 専門委員会の最終提案（モデルII）

モデルIIのバリエーション1

新編中華書局影印

被験者の性別と年齢	性別と年齢
男性の年齢	女性の年齢
自己の品求め に基づく年齢	自己の品求め に基づく年齢

金綱の老船挽歌年金

結婚中の老齢施設年金		女性の年金		女性の年金		男性の年金		女性の年金		男性の年金	
自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金							
1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM							
											

モデル II のバリエーション

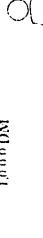
モードの構成

結婚中の老齢施設年金		女性の年金		女性の年金		男性の年金		女性の年金		男性の年金	
自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金							
1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM							
											

結婚中の老齢焼失年金

モデルIIのパラメータシミュレーション

モデルIIのパラメータシミュレーション

結婚中の老齢施設年金		女性の年金		女性の年金		男性の年金		女性の年金		男性の年金	
自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金	自己の請求権 に基づく年金							
1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM	1.000 DM							
											

結婚中の老齢焼失年金

海外の動き

これを、一つのケースを設定し、説明したもののが図1である。この場合、男性は結婚前に、月額 3 0 0 DM の年金権を得、一方女性は 2 4 0 DM の年金権を得る。結婚中は、男性は月額 7 0 0 DM の年金権、女性は 3 6 0 DM の年金権を得る。結婚中両者が獲得した年金権の総計は次の通りである。

	(DM)	(月額)	
	結婚前	結婚中	総 計
男性の年金権	3 0 0	7 0 0	1, 0 0 0
女性の年金権	2 4 0	3 6 0	6 0 0
	5 4 0	1, 0 6 0	1, 6 0 0

これを例として、現行法と基本モデルⅡの3つのバリエーションのそれぞれの給付を示したものが図1である。老齢廃疾年金受給時に、夫婦それぞれ生存していれば、当然、現行法と同じ給付を受け、寡婦ないし鰐夫になり、初めて、従来の給付とは異なったものとなる。従来は、男性の場合は、自己の拠出した年金額のみを受給する場合がほとんどであり、月額 1, 0 0 0 DM を受給する。一方、この例に見られるように、寡婦となった場合、男性の年金から 60% 分、さらに自己の拠出に基づく年金から 100% とで、月額 1, 2 0 0 DM 受給する。バリエーション1の老齢廃疾の遺族年金は、鰐夫の場合、従来より増え、結婚期間中の総年金請求権の 75%，月額 7 9 5 DM に結婚前の自分自身の年金、月額 3 0 0 DM を合わせ 1, 0 9 5 DM を受給し、寡婦の場合、先と同じ、7 9 5 DM に結婚前の自分自身の年金、月額 2 4 0 DM を加え、1, 0 3 5

DM を受給する。

バリエーション2の老齢廃疾の遺族年金は結婚前と結婚期間の総年金請求権の 75%，月額 1, 2 0 0 DM を受給する。この場合、鰐夫と寡婦の受給額の差は発生しない。

同じく、バリエーション3の遺族年金はこの総年金請求権の 70%，月額 1, 1 2 0 DM を鰐夫、寡婦ともに受給するが、この場合には、本来、自己が獲得した年金額を下まわることがない。例えば、男性が、月額 1, 5 0 0 DM の年金権を有し、女性が 4 0 0 DM の年金権を有している場合、総年金権は、月額 1, 9 0 0 DM となり、それぞれの給付はその 70%，1, 4 2 5 DM となる。これは、男性の本来の自己の年金請求権 1, 5 0 0 DM を下まわることになるから、規定に基づき、月額 1, 5 0 0 DM の方を受給する。女性は、月額 1, 4 2 5 DM の受給である。

児童の養育や高齢時 (*vorgerücktes Alter*) の遺族の場合、現行制度では、この例のように、鰐夫には、(主たる稼得者は男性である) 年金給付はなく、女性の場合、就業することが不可能であったり、児童養育の為、望ましくないとも考えられるので、大寡婦年金 (*große Witwenrente*)、夫の稼得不能年金の 60% を受給。又、45歳以下で、廃疾でなく、児童のいない場合は、働くことが望まれるので小寡婦年金 (*kleine Witwenrente*)、職業不能年金 (*Berufsunfähigkeitsrente*) の 60% を受給。一方、基本モデルⅡの各バリエーションは、鰐夫の場合には、女性の年金請求権の、寡

婦の場合には、男性の年金請求権のそれぞれ75%，男、月額450DM，女、月額750DMを得る。

委員会は、基本モデルⅡについて、児童養育期間（3年）の年金への加算、看護期間の加算、男女の「一覧表の価値」

（Tabellenwert）の平等な取り扱いに

ついても触れている。

次号では、専門委員会の提案したこの基本モデルⅡについての問題点を挙げ、ついで本稿の冒頭で述べた、西ドイツにおける女性の社会保障をめぐる問題点と年金改革の動向について紹介したい。

注1）連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）違憲立法審査について専属管轄を有する連邦の裁判所。裁判官の定数は16名で、半数ずつ連邦議会（Bundestag）および連邦参議院（Bundesrat）で選挙され、連邦大統領によって任命される。他の裁判所が適用しようとする法律を、違憲だと考えるとときは、手続を停止して連邦憲法裁判所の判断をもとめなければならない。基本権が侵害された個人は、他の裁判所で救済をうけられなかつた場合、連邦憲法裁判所に憲法異議の訴を提起することができる。（山田晟編「ドイツ法律用語辞典」参照）

注2）

1979年の自己拠出に基づく女性の老齢廃疾の受給者数、労働者年金保険390万人、職員年金保険400万人。平均年金額、労働者年金保険、月額364DM（男 1,014DM）、職員年金保険670DM（男 1,417DM）。老齢年金だけとっても見ると、65歳、35—40年の拠出期間で、労働者年金保険、月額 637DM（男 987DM）、職員年金保険、月額947DM（男、1,505DM），な

お、60歳受給の場合、労働者年金、月額703DM 職員年金、月額、1,009DM。

注3）従来、離婚の認定について、破綻主義（Zerrüttungsprinzip）と有責主義（Verschuldensprinzip）を併用していたが、1977年、7月1日より、破綻主義ないし、結婚の失敗（Scheitern der Ehe）のみを離婚原因とした。有責主義は、夫婦の一方、ないし、双方が有責な場合のみに離婚を認める建前で、破綻主義は、結婚が破綻した場合、その責任の有無を問わず、配偶者の責任があるなしにかかわらず離婚を認める。後者を採用したことによって、社会保障給付の配分率のあり方は、機械的に年金受給時に、婚姻継続年数に応じた額をそれぞれ半分ずつ分ける方法に変わった。

注4）“被保険者の年金は賃金補填機能（Lohnersatzfunktion）であり、遺族年金の機能は生計をおぎなうことである”1978年、6月6日、連邦憲法裁判所判断。この「遺族年金に関する判決」と年金改革に関する提言との関係は後述。

社会的保護勘定と国民勘定との統合について

城 戸 喜 子

(社会保障研究所主任研究員)

はじめに

社会統計は非常に多くの国で長い間収集されて来た。しかしここ20年程の内に焦点は、それら統計系列の国民勘定体系への統合を目指す方向に移って来ている。すなわち、社会・人口統計勘定の開発へと向って来ている。

社会保障及び関連制度に関する統計は、経済・社会統計の一特殊分野として整理することができよう。この分野に於ける資料を最初に公表したのは ILO であり、それは 1952 年に、社会保障の費用に関する報告書として公表された。ILO はその後も同種の報告書を 7 回刊行し、最近年のものは 1981 年に出版されている。又、 1962 年以来 EEC も社会勘定という名の下に同種の資料を公表している。但し EEC の統計は、 ILO の調査範囲よりやや広汎に亘り、又、現在では社会的保護勘定と呼ばれている。以下では、社会的保護勘定の説明、その将来の発展方向及び国民勘定との関連を、 *Review of Income & Wealth, Series 26, No. 2* に掲載された論文、 J. B. Broderick,

Social Protection Account and Their Relationship to the National Accounts によって紹介したい。

社会的支出の概念

一般に社会的性質を持った支出を表現するには、社会福祉支出（所得保障 + 社会的障害を持った人びとへのケア）という狭義の用語から、社会保障支出（社会福祉 + 保健）、社会的支出（以上のもの + 住宅、教育、文化施設等に）という広義のものまで各種の用語が用いられている。しかし以下では社会保障支出の概念に依って検討を行なってゆきたい。次に問題となるのは支出主体が政府部門だけか、民間非営利団体や企業をも含むのかということと、支出は経常取引に限られるのか資本取引をも含むのか、又、管理費をも含めるのかといったことであろう。ここでは社会的保護給付（家計への直接的給付支出）と管理費との二種類を含めよう。ところで ILO の定義による社会保障の費用は、一国の社会保障制度の一部分しかカヴァーしていないように